

さいたま市告示第631号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール浦和美園

所在地 さいたま市緑区大字大門3710 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンリテール株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡崎 双一

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
平面駐車場	1,832台
屋上駐車場	800台
隔地駐車場 NO.1	22台
隔地駐車場 NO.2	14台
隔地駐車場 NO.3	12台
隔地駐車場 NO.4	16台
隔地駐車場 NO.5	25台
隔地駐車場 NO.6	52台
隔地駐車場 NO.7	45台
隔地駐車場 NO.8	52台
隔地駐車場 NO.9	19台
隔地駐車場 NO.10	56台
隔地駐車場 NO.11	55台
計	3,000台

(変更後)

位置	収容台数
平面駐車場	1,832台
屋上駐車場	800台
立体駐車場	68台
隔地駐車場 NO.1	22台

隔地駐車場 NO. 2	14台
隔地駐車場 NO. 3	12台
隔地駐車場 NO. 5	25台
隔地駐車場 NO. 6	52台
隔地駐車場 NO. 7	45台
隔地駐車場 NO. 9	19台
隔地駐車場 NO. 10	56台
隔地駐車場 NO. 11	55台
計	3,000台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位置	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分
屋上駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分
隔地駐車場 NO. 1	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 2	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 3	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 4	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 5	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 6	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 7	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 8	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 9	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 10	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 11	午前6時30分～午後10時00分

(変更後)

位置	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分
屋上駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分
立体駐車場	午前6時30分～翌午前0時30分
隔地駐車場 NO. 1	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 2	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 3	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 5	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 6	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 7	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 9	午前6時30分～午後10時00分
隔地駐車場 NO. 10	午前6時30分～午後10時00分

隔地駐車場 NO. 11	午前 6 時 3 0 分～午後 1 0 時 0 0 分
--------------	-----------------------------

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
平面駐車場 出入口	4 箇所
平面駐車場 入口	3 箇所
平面駐車場 出口	3 箇所
隔地駐車場 NO. 1 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 2 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 3 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 4 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 5 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 6 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 7 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 8 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 9 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 10 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 11 出入口	3 箇所
計	2 9 箇所

(変更後)

区分	出入口の数
平面駐車場 出入口	4 箇所
平面駐車場 入口	3 箇所
平面駐車場 出口	3 箇所
隔地駐車場 NO. 1 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 2 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 3 出入口	1 箇所
隔地駐車場 NO. 5 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 6 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 7 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 9 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 10 出入口	2 箇所
隔地駐車場 NO. 11 出入口	3 箇所
計	2 6 箇所

(4) 変更する年月日

平成 3 0 年 8 月 3 1 日

(5) 変更する理由

隔地駐車場 NO.8 (5 2 台分) 及び NO.4 (1 6 台分) の解約に伴い、6 8 台分が減少します。

この減少分を敷地内の立体駐車場 1 F 部へ新たに届出駐車場として届出を致します。

2 届出年月日

平成 30 年 3 月 30 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 8 月 27 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 4 月 26 日から平成 30 年 8 月 27 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1966